

京 都 大 学 事 務 組 織 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第 3 章 部局の事務組織 (部局に置く事務部)</p> <p>第 1 2 条 } (略) 2 ~ 1 3 }</p> <p>1 4 第 1 項に定めるもののほか、エネルギー科学 研究科、情報学研究科及び地球環境学堂の事務の うち特定の事務を併せて処理するため部局事務部 を置き、その名称は、三研究科共通事務部とする。</p> <p>1 5 前項の事務部に事務長を置き、<u>エネルギー科 学研究科事務長、情報学研究科事務長又は地球環 境学堂事務長をもって充てる。</u></p> <p>1 6 } (略) 1 7 }</p> <p>(後 略)</p>	<p>第 3 章 部局の事務組織 (部局に置く事務部)</p> <p>第 1 2 条 } 2 ~ 1 3 } (同 左)</p> <p>1 4 }</p> <p>1 5 前項の事務部に事務長を置く。</p> <p>1 6 } (同 左) 1 7 }</p> <p>附 則 この規程は、平成 2 4 年 7 月 1 日から施行する。</p>